大阪府都市整備部舗装道機械清掃業務及び雨水排水施設

機械清掃業務に係る入札参加資格事前審査取扱要領　新旧対照表

| 改　　　正　　　案 | 現　　　　行 | 備　考 |
| --- | --- | --- |
| 第１条～第２条　（略）（事前審査の申請）第３条　事前審査を受けようとする登録業者（以下「申請者」という。）は、各事務所総務・契約課に事前審査の申請書を提出するものとする。２　（略）第４条～第６条　（略）（申請項目の変更届）第７条　認定業者は、当該認定の有効期間中において、所在地・名称のほか第３条に基づき提出した申請記載の申請項目について変更があった場合、速やかに変更した内容を各事務所総務・契約課に申し出なければならない。２　（略）第８条　（略）附則　（略）　この要領は、令和４年12月１日から施行する。附　則　この要領は、令和６年12月１日から施行する。 | 第１条～第２条　（略）（事前審査の申請）第３条　事前審査を受けようとする登録業者（以下「申請者」という。）は、技術担当次長に事前審査の申請書を提出するものとする。２　（略）第４条～第６条　（略）（申請項目の変更届）第７条　認定業者は、当該認定の有効期間中において、所在地・名称のほか第３条に基づき提出した申請記載の申請項目について変更があった場合、速やかに変更した内容を技術担当次長に申し出なければならない。２　（略）第８条　（略）附則　（略）　この要領は、令和４年12月１日から施行する。 |  |